

箕面市社会教育活動主催者賠償責任保険 加入のご案内

～ボランティア活動における不測の事態に備えましょう～

社会教育活動主催者賠償責任保険とは…

ボランティア活動中に大きな事故が起きてしまったら…？

野外活動や地域運動会などのイベント開催中の死亡事故など、いくら社会的善意に基づく活動であっても、その主催者が法的責任を問われる可能性があります。

このようリスクを考慮し、市民のみなさんが安心して活発にボランティア活動を行えるよう、本市では『箕面市社会教育活動主催者賠償責任保険』制度を運営しています。



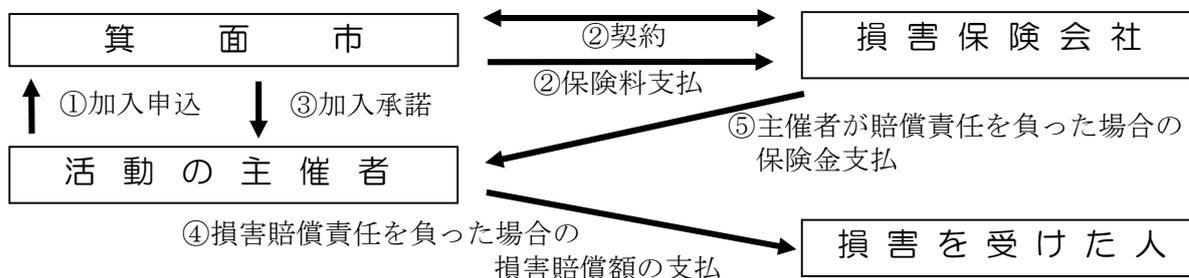
保険制度の概要（被保険者・対象・補償内容など）

市が損害保険会社と契約を締結し、その保険料は箕面市が負担します。条件を満たしたボランティア団体が主催（共催）する行事を申し込んだ場合、万が一、事故が発生して主催者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われますので安心です。

(1) 被保険者・保険金が支払われる場合

被保険者	活動の主催者（団体）
保険金が支払われる事象	活動中に主催者（被保険者）の行事運営上の不備が原因により事故が生じ、行事参加者等の第三者に被害を与え、法律上の責任（過失による損害賠償責任）を主催者が負った場合 行事運営上の不備とは？ ① 主催者が事前の点検注意を怠った場合 ② 主催者の事故発生時の措置が十分でなかった場合 など
補償の内容（上限）	① 被保険者の主催行事に起因する損害 > 身体賠償 1名 1億円 1事故 3億円 > 財物賠償 1事故 500万円 ② 被保険者の占有を離れた財物(生産物)に起因して生じた事故による損害 > 身体賠償 1名 1億円 1事故 3億円 > 財物賠償 1事故 500万円 ※免責 ①②とも、免責金額 0円

(2) 手続きのイメージ図



(裏面につづく)

(3) 保険料

活動の主催者（被保険者）の負担はありません。箕面市が負担します。

(4) 保険期間(1年間)

令和6年(2024年)7月30日午後4時から令和7年(2025年)7月30日午後4時まで

「加入できる団体」と「対象の行事」

市内の社会教育活動団体が行う無償(非営利)のボランティア活動で主催・共催の行事

※下表の【団体要件】と【行事要件】の両方が該当する行事になります。

- | |
|----------------------------------|
| 【団体要件】 |
| ①青少年健全育成のための活動や公益性の高い活動を行う団体 |
| ➢ レクリエーション、交流スポーツ、野外活動などを行う団体 |
| ➢ 青少年を取り巻く社会環境の浄化のための活動を行う団体 など |
| ②無報酬（直接的費用弁償は除く）で行う奉仕活動を実施する団体 |
| ➢ 清掃・防犯・交通安全のために公益性が高い活動を行う団体 など |

【行事要件】保険加入団体が「主催」または「共催」で行う行事

《ご注意ください》

- 保険加入対象の「主催・共催」であっても、会議は対象になりません。
- 国・府・市から委託を受けた事業は対象になりません。
- 保険加入団体が他団体に行う「後援」※1及び「協力」※2の行事は、この保険の対象行事ではありません。

※1「後援」 他団体の主催行事に対して、他者からの行事の信用性を得るために保険加入団体の名義を貸すことです。

※2「協力」 主催が他団体にあり、保険加入団体は人的・金銭的・物的な支援をする行事です。

加入手続きについて（6／28締切です！）

- (1) 必要書類
- | | |
|----------|---------|
| ① 加入申込書 | (様式第1号) |
| ② 事業計画書 | (様式第2号) |
| ③ 運営委員名簿 | (様式第3号) |
| ④ 規約・会則等 | |
- ※ ①および②は必ず所定の様式にてご提出ください（②において団体総会資料等(写)の提出は不可です）。
- ※ 下記担当窓口にて配布または市HPからもダウンロードできます。

(2) 提出締切 令和6年(2024年)6月28日(金) 厳守

お問い合わせ先・提出先（提出はメールにて送付も可能です）

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号（箕面市役所別館3階35番窓口）
箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 青少年育成室
電話：072-724-6968(直通) FAX：072-724-6010
MAIL：seishonen@maple.city.minoh.lg.jp